

## 南知多町立小中学校規模適正化懇談会開催要綱

### (設置)

第1条 南知多町立小中学校適正規模適正配置基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、意見又は助言を求めることを目的として、南知多町立小中学校規模適正化懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 南知多町立小中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (2) その他基本計画の策定について必要と認められること。

### (参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 保護者の代表
- (2) 校長会の代表
- (3) 区長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項に定めるもののほか、教育長は、懇談会の座長として学識経験のある者の参加を求めるものとする。

### (運営)

第4条 座長は、懇談会の会議を進行するものとする。

2 教育長は、必要があると認められるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、教育長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、第2条に定める事項の完了をもって廃止する。